

保険医療機関の書面掲示事項のウェブサイトへの掲載について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について、ウェブサイトへ掲載することとなりました。

◆明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

◆医療情報取得加算

オンライン資格確認を用い、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

◆医療DX推進体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

- 1.オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを活用して診療を行います。
- 2.マイナ保険証を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組みを行います。
- 3.電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを行います。

◆一般名処方加算

一般名での処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

◆がん性疼痛緩和指導管理料

当院では、がん緩和ケアの経験を有し研修を受けた医師が、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者様に対し計画的な治療管理・療養上必要な指導を行った場合に所定の点数を算定しております。

◆ベースアップ評価料

厚労省指針に基づき、看護職員等の賃上げを実施するために算定し、得られた診療報酬は対象職員の賃上げに全て充てられます

◆時間外対応加算

厚生労働省の規定により、平日18時以降、土曜日12時以降、日曜日8時30分以降に受診された場合には「夜間・早朝等加算」(50点)が適用されます。

ご理解のほどよろしくお願ひいたします。